

# 指定管理者の選定結果

## ○笠間市いこいの家「はなさか」に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市いこいの家「はなさか」  
 (2) 所在地 笠間市橋爪586番地4  
 (3) 設置目的 住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図ること。  
 (4) 設置根拠 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例  
 (5) 施設概要  
 ①敷地面積 11,324㎡  
 ②延床面積 1,373㎡  
 ③構造鉄筋 コンクリート造一部木造平屋建（供用開始：平成17年）  
 ④施設設備内容 大浴場、大広間、休憩室、多目的室、厨房、第1駐車場（42台、障害者用3台）、第2駐車場（16台）、送迎バス（日産シビリアン29人乗平成17年製）等  
 ⑤主要設備 ボイラー2基（昭和鉄工(株)定格出力：465kW 燃料：A重油）、貯湯槽2基（ニッター(株)10t）、濾過機 日機装エイコー(株) 1基：30m<sup>3</sup>/h 2基：10m<sup>3</sup>/h  
 2基：6m<sup>3</sup>/h  
 株三進ろ過工業 1基：30m<sup>3</sup>/h、人工温泉発生装置1基（エコバイタル研究所）、高圧受電設備、厨房設備等  
 (6) 施設所管課 保健福祉部 社会福祉課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務 ①いこいの家の施設等の運営及び維持管理に関する業務  
 ②施設の利用料金の徴収及び経理  
 ③バスの運営及び維持管理に関する業務  
 ④前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務  
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 株式会社セイウン  
 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	

		利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
			100

## (2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

## (3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

### ア 審議会概要

- ①日 時 令和3年10月18日(月) 9時00分から16時00分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名(委員名簿より堀江委員を除く)

### イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

### ウ 審議会の判断

本施設は、住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図ることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名のうち6名が、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

### ※団体の評価傾向

#### 【株式会社セイウン】

選定基準12項目中、「利用者の増に向け適切な計画を有しているか。」「安定した経営基盤を有しているか。」等の6項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

#### 【特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会】

選定基準12項目中10項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「利用者の増に向け適切な計画を有しているか。」「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

### エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

計画に位置付ける自主事業を積極的に実施すること。

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
主な選定理由	施設の設置目的を理解し、新たな自主事業の計画や知識と実績を踏まえた維持管理の手法等を評価したため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市いこいの家「はなさか」
指定管理者	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## ○かさま歴史交流館井筒屋に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 かさま歴史交流館井筒屋  
 (2) 所在地 笠間市笠間987番地  
 (3) 設置目的 当市の歴史及び観光情報の発信並びに市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図ること。  
 (4) 設置根拠 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例  
 (5) 敷地面積 1, 257㎡  
 (6) 施設概要
- |        |   |
|--------|---|
| ①開設年月日 | 平成30年4月1日   |
| ②建物の構造 | 木造3階建   |
| ③建築面積  | 236.05㎡   |
| ④延床面積  | 482.16㎡   |
| ⑤建物概要  | 1階 観光インフォメーション<br>2階 歴史展示コーナー<br>3階 会議室1, 会議室2 (和室)<br>屋外 交流広場, 駐車場 (13台) |
- (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務
- ①地域活性化の促進に関する業務
  - ②歴史及び観光情報の発信に関する業務
  - ③市民や観光客等の交流の促進に関する業務
  - ④施設の使用の許可及び使用料の徴収に関する業務
  - ⑤施設, 付属設備及び備品の維持管理に関する業務
  - ⑥市長及び指定管理者が必要と認める業務
  - ⑦その他, かさま歴史交流館井筒屋の設置の目的を達成するために必要な業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として, 指定管理者に対して, 年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後, 笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い, 所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した, 選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	10
	運営方針や事業内容において, 利用者の平等な利用が期待できるか。 利用者の要望を反映させ, 利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。 適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
	利用者の増加及び利便性・サービス向上 (サービスの質の確保) 等のための適切な方策が講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が	20
	収支計画は妥当か。	

	図られるものであること。	経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。事業計画に沿った管理運営を行う能力があるか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
⑤	自主事業の内容が、施設の特色及び地域特性を十分に活かし、地域活性化に寄与するものであること。	施設自体が貴重な建築財産であることを理解したうえで活用しているか。	30
		地域組織との連携が十分に図られているか。	
		本市の特色及び施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた事業であるか。	
		地域活性化に寄与する事業であるか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和3年10月18日(月) 9時00分から16時00分まで  
 ②場 所 笠間市役所 庁議室  
 ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり  
 ④審議委員 8名(委員名簿より堀江委員を除く)

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、当市の歴史及び観光情報の発信並びに市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図ることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全員が、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会】

選定基準15項目中、「運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。」「利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。」等の7項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

なし。

**5 選定結果**

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
主な選定理由	施設の価値や設置目的を理解し、地域活性化の拠点として、多様な事業展開を図る計画を評価したため。

**6 指定管理者の指定**

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	かさま歴史交流館井筒屋
指定管理者	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## ○笠間クライנגアルテンに係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間クライנגアルテン  
 (2) 所在地 笠間市本戸4258  
 (3) 設置目的 地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ること。  
 (4) 設置根拠 笠間クライングアルテンの設置及び管理に関する条例  
 (5) 敷地面積 38,650㎡  
 (6) 施設概要 ①農園施設及びクラブハウス並びにそれらに付随する施設  
 ②農産物販売所  
 ③地域食材供給施設（直営又は貸テナント）  
 (6) 施設所管課 産業経済部 農政課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務 ①宿泊施設付き市民農園50区画及び市民農園50区画に関する業務  
 ②クラブハウスに関する業務  
 ③多目的交流施設に関する業務  
 ④農産物加工施設に関する業務  
 ⑤炭焼き施設に関する業務  
 ⑥笠間クライングアルテン周辺の農業体験施設及び農園等との連携に関する業務  
 ⑦農産物販売所に関する業務  
 ⑧地域食材供給施設に関する業務  
 ⑨その他、笠間クライングアルテンの管理運営に必要な業務  
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 株式会社百戦錬磨地域ソリューションズ  
 FANTAS technology株式会社  
 株式会社マイファーム

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	30
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。	
	適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	収支計画は妥当か。	
	経費削減のための方策は適切か。	

④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	30
		安定した経営基盤を有しているか。	
		類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和3年10月18日(月) 9時00分から16時00分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名(委員名簿より堀江委員を除く)

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名のうち6名が、株式会社マイファームを指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【株式会社百戦錬磨地域ソリューションズ】

選定基準13項目中、過半数の委員が優れている以上の評価をした項目はなかった。

【FANTAS technology 株式会社】

選定基準13項目中、「利用者の増加及び利便性・サービス向上(サービスの質の確保)等のための適切な方策が講じられているか。」「安定した経営基盤を有しているか。」の2項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

【株式会社マイファーム】

選定基準13項目中、「利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。」「施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。」等の5項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。



エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、株式会社マイファームが、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

なし。

**5 選定結果**

指定管理者候補者名	株式会社マイファーム
主な選定理由	指定管理の実績及び今後の公民連携を視野に入れた効率的な運営計画を評価したため。

**6 指定管理者の指定**

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間クラインガルテン
指定管理者	株式会社マイファーム
指定期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## ○あたごフォレストハウス 外2施設に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名 称 あたごフォレストハウス  
 (2) 所 在 地 笠間市泉99番地15 外  
 (3) 設置目的 地域住民の森林レクリエーションの振興に資すること。  
 (4) 設置根拠 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例  
 (5) 施設概要 ①休憩施設  
 ②案内施設  
 ③森林レクリエーションの振興に係る園地等（遊具、モニュメント、駐車場、トイレ、ハイキングコース等）  
 ④ その他付随する施設・設備  
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

- (1) 名 称 あたご天狗の森野外ステージ，フレンドリーパーク野外ステージ  
 (2) 所 在 地 笠間市泉99番地23，笠間市下郷4445番地1  
 (3) 設置目的 地域住民のふれあい及び各種イベントの開催の場として地域振興に資すること。  
 (4) 設置根拠 笠間市野外ステージの設置及び管理に関する条例  
 (5) 施設概要 ①あたご天狗の森野外ステージ  
 ②フレンドリーパーク野外ステージ  
 ③その他付随する施設・設備  
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務 ①施設等の運営に関する業務（使用許可及び使用料の收受等に関する業務）  
 ②利用者サービスに関する業務（自主事業を含む）  
 ③広報に関する業務  
 ④施設設備・備品等の維持管理，保守点検，修繕に関する業務（光熱水費の支払いを含む）  
 ⑤業務系一般廃棄物の処理に関する業務  
 ⑥その他，目的を達成するために必要な業務  
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として，指定管理者に対して，年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 一般社団法人笠間観光協会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後，笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い，所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した，選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	20
	運営方針や事業内容において，利用者の平等な利用が期待できるか。 利用者の要望を反映させ，利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	30
	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。 適切な施設の維持管理が確保されているか。 環境負荷への軽減方針は適切か。	

		利用者の増加及び利便性・サービス向上等のための適切な方策が講じられているか。	
③	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	収支計画は妥当か。	20
		経費削減のための方策は適切か。	
④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	30
		安定した経営基盤を有しているか。効率的な管理運営が行われるか。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
		災害・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯・防災対策のための方策が講じられているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和3年10月18日(月) 9時00分から16時00分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名(委員名簿より堀江委員を除く)

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、地域住民の森林レクリエーションの振興に資すること並びに地域住民のふれあい及び各種イベントの開催の場として地域振興に資することを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【一般社団法人笠間観光協会】

選定基準13項目中、「安定した経営基盤を有しているか。効率的な管理運営が行われるか。」「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」等の3項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、一般社団法人笠間観光協会が、指定管理者候補

者として適当である。

オ 付帯意見

施設の衛生管理に十分配慮すること。

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	計画書に沿った管理運営を、安定して行う物的能力及び人的能力を有すると評価したため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	あたごフォレストハウス あたご天狗の森野外ステージ フレンドリーパーク野外ステージ
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## ○笠間市立つつじ公園に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市立つつじ公園  
 (2) 所在地 笠間市笠間616番地7外7筆  
 (3) 設置目的 憩いの場を提供することにより、市民の福祉の向上を図ること。  
 (4) 設置根拠 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例  
 (5) 施設概要 ①管理棟（事務室、売店、展望デッキ）  
 ②公衆トイレ  
 ③園路、園庭  
 ④休憩施設（5ヶ所）  
 ⑤記念碑・像（5ヶ所）  
 ⑥その他付随する施設・設備  
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務 ①つつじ公園の運営に関する業務（使用許可及び使用料の收受等に関する業務）  
 ②利用者サービスに関する業務（自主事業を含む）  
 ③広報に関する業務  
 ④施設設備・備品等の維持管理、保守点検、修繕に関する業務（光熱水費の支払いを含む）  
 ⑤業務系一般廃棄物の処理に関する業務  
 ⑥その他、目的を達成するために必要な業務  
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 一般社団法人笠間観光協会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	30
	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。 適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
	利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	収支計画は妥当か。 経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであ	
	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えてい	

ること。	るか。	30
	安定した経営基盤を有しているか。効率的な管理運営が行われるか。	
	類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和3年10月25日(月) 9時00分から11時00分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、憩いの場を提供することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名全員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【一般社団法人笠間観光協会】

選定基準13項目中、過半数の委員が優れている以上の評価をした項目はなかった。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、一般社団法人笠間観光協会が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

植栽管理の委託料等の縮減及び入場者の増加に努めること。

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	計画書に沿った管理運営を、安定して行う物的能力及び人的能力を有すると評価したため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市立つつじ公園
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## ○北山公園に係る選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 北山公園  
 (2) 所在地 笠間市平町北山  
 (3) 設置目的 市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動を行うこと。  
 (4) 設置根拠 北山公園の設置及び管理に関する条例  
 (5) 施設概要 ①北山公園  
 ②管理棟及び休憩施設  
 ③オートキャンプ場  
 ④バーベキュー場  
 ⑤展望塔  
 ⑥ローラー滑り台  
 ⑦その他付随する施設  
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
 (2) 管理運営業務 ①公園及び各施設の維持管理に関すること。  
 ②利用促進に関すること。  
 ③観光レクリエーション、スポーツ活動及び健康の維持増進に関すること。  
 ④上記業務に付随すること。  
 ⑤その他、市及び指定管理者が管理運営上必要と認めること。  
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集方法 公募  
 (2) 募集結果 応募団体 笠間市造園建設業協同組合

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	20
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	30
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	
④ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
	収支計画は妥当か。	
	観光施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	



	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報を管理できるか。	
		100

(2) 施設所管課の選考  
申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和3年10月25日(月) 9時00分から11時00分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動を行うことを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名全員が、笠間市造園建設業協同組合を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【笠間市造園建設業協同組合】

選定基準12項目中、「適切な施設の維持管理が確保されているか。」「指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。」の2項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、笠間市造園建設業協同組合が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

売店の品揃えの充実や薪の販売といった収入額を増加させる取り組みを実施すること。

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	笠間市造園建設業協同組合
主な選定理由	計画書に沿った管理運営を、安定して行う物的能力及び人的能力を有していると評価したため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て，指定管理者に指定した。

施設名称	北山公園
指定管理者	笠間市造園建設業協同組合
指定期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(別添)

## 笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：R3.4.1～R5.3.31)

	委員名	所属・職名	備考
1	おおつき まさあき 大月 政明	笠間エス・シー協同組合 理事長	
2	さいた ようすけ 斎田 陽介	チャレンジいばらき県民運動 専務理事	
3	すずき くにし 鈴木 くに子	(株) いばらき不動産 専務取締役	
4	いぬづか あかり 犬塚 晶加里	HUGME-DESIGN 代表	
5	ひとみ しんいち 人見 真一	株式会社金陽社 岩間工場 管理部長	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	なかむら きみひこ 中村 公彦	笠間市市長公室長	
3	いしい かつよし 石井 克佳	笠間市総務部長	
4	ほりえ まさかつ 堀江 正勝	笠間市教育委員会教育部長	